

平成24年度第3回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成25年2月14日（木）午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー12階第2会議室
- 3 出席者 （委員）西川議長、長澤副議長、浅野委員、池田委員、
伊藤委員、小川委員、亀田委員、河角委員、菊池委員、
小沼委員、平松委員
（事務局）原生涯学習部長、橘中央図書館長、杉戸生涯学習振興課長、
寺崎生涯学習振興課主幹、君塚生涯学習振興課長補佐、
木村生涯学習振興課担当課長補佐、
安藤生涯学習振興課社会教育係長、
石川生涯学習振興課主任主事

- 4 議題 (1) 公民館のあり方について
(2) その他

- 5 議事の概要 (1) 公民館のあり方について
・事務局から指定管理者を指定するまでの手続きの流れと同制度の導入事例に関して説明を行い、委員からの質疑に対して回答しました。
(2) その他
・全国社会教育委員連合及び千葉県社会教育委員連絡協議会の活動について報告しました。

6 議事内容

(1) 議題 (1) 公民館のあり方について

(事務局) 前回の会議で、公民館に指定管理者制度を導入することについて検討している旨説明させていただいたところ、委員の皆様から、先行事例の研究を含めて、まずは制度について委員間で理解を深めるべき、というご意見と、指定管理者制度導入前でもできる改善策は取り組むべき、とのご意見をいただきました。

本日は、前回のご意見を踏まえまして、本市における指定管理者制度について、「選定プロセス」「市と指定管理者との関わり」という2つの視点を中心に、資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、公民館を取り巻く状況、本市が目指す公民館の方向性などについて、お話させていただきます。

公民館を取り巻く状況については、人口減少や少子超高齢化、核家族化などの社会構造が大きな変化をするとともに、市民の皆様のニーズや課題も複雑・多様化しております。その中で、持続可能な公民館としていくためには、これまでの役割、機能を大切にしながら取り巻く環境の変化を踏まえて、将来を見据えた公民館のあり方、管理運営の方法に変えていかなければならないものと考えています。公民館を取り巻く状況の具体的なデータにつきましては、次回以降にお示ししたいと考えております。

このような中、今日的課題や地域的課題解決のため、学習を通じた地域づくりの拠点施設としての役割を担い、これまで以上に地域と連携して歩いていく公民館にしていきたいと考えております。そのため、学習支援機能や地域の絆づくりなど世代を超えた交流の場としての機能、防災拠点としての機能などをさらに充

実させていく必要があると考えております。

その実現のため、限られた予算の中で、効果的な事業の実施、専門的な人材の安定的な確保・育成、生涯学習に係る知識やノウハウの提供、施設管理等の課題につきまして、有効性・安定性・効率性などの視点から総合的に検討しているところでございます。その中で、指定管理者制度もその一つの有力な手法であるとと考えております。

また、指定管理者といたしましては、非公募により、千葉市教育振興財団を指定管理者とすることを検討しており、財団の有する専門性や生涯学習センターの指定管理者としての実績等から、安定的・継続的な公民館の管理運営、人材育成等が実現できるものと考えております。

たとえば、現在、午後5時以降の公民館の業務は委託となっており、夜間における講座・事業等は十分に行われていない状況ですが、この点につきましても改善が期待できるものと考えております。

生涯学習センター等における実績につきましては、後ほどご説明いたします。

(資料1から資料5まで説明)

指定管理者制度については以上でございます。

続きまして、前回会議でいただいたもう一つの意見、「現在できる改善策」でございます。

2点ございまして、1点目は、公民館の講座申込みに電子申請を導入いたしました。今まで、講座の申込みは、先着順受けでないものは往復はがきが基本でしたが、インターネットを使用して申込みできるようにいたしました。2点目は、公民館予約システムの導入です。講座だけでなく部屋の貸出しについても、利用者の方の利便性、公平性を向上させるために、平成25年10月を目標にインターネットで申し込める予約システムを導入する準備を進めております。

(議長) 事務局から2点説明がありました。ひとつは、指定管理者制度に関する詳細な説明、もう一つは、現状における公民館の管理運営の改善策の説明、どちらでも結構なので、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。ただ、前回の会議でも申しあげたとおり、指定管理者制度については、今後もこの会議で引き続き理解を深めていくということですので、今回示された内容の範囲内でお願いします。

(委員) 2点ほど質問させていただきます。

先ほどの説明中、「持続可能な公民館」ということで、大変頼もしいことだと思っております。また、指定管理者制度において、モニタリングが最も重要だという認識もそのとおりであると思っております。モニタリングの評価に関して、利用者アンケートあるいは指定管理者の自己評価、市の評価というのがあるのですが、第三者の評価については、どのようにくみ取るようにしているのでしょうか。

また、資料で広島市の事例を示されましたが、なぜ広島市を取り上げたのか、背景について教えてください。

(事務局) 資料3の5ページをご覧ください。評価については、まず指定管理者が行い、

次に市が評価した上で、先ほど説明させていただいた選定評価委員会からご意見をいただいております。これについては、平成22年度から教育委員会だけではなく、本市全体で制度化して取り組んでおります。

2点目、なぜ広島市の例を今回取り上げたかと申しますと、指定管理者制度を導入しており、かつ、指定管理者が財団であり非公募で選定されているため、先行事例として参考とすべきと考えたためです。

(委員) 広島市を取り上げた理由については分かりました。

ただ、今後も公民館が地域づくりの拠点施設として位置付けるのであれば、防災についても考えなければなりません。そうであれば、指定都市の先進事例として、神戸市や仙台市についても研究が必要と考えるので、よろしく願います。

(委員) 資料3の見方についてももう少し詳しく説明をお願いします。

(事務局) 3ページ「市による評価」で最初に結論として「A」と評価が記載されています。その下から5ページまで掲げられているのが、この評価の根拠となる27個のチェック項目です。それぞれのチェック項目に対して、5ページに記載しておりますが、仕様、提案を上回る実績なら3点、仕様、提案どおりなら2点、仕様、提案に満たなければ1点と採点します。この合計が56点で、項目数の27で割ると2.07の平均値が出ます。

これは、2を上回っており、S、A、Bの3段階で評価すれば、概ね仕様、事業計画どおりの実績・成果であるとの評価となり、最初に示してある「A」という評価結果になります。

なお、この評価方法は全市共通のものでございます。

(委員) チェック項目の「2点」が「仕様、提案どおりの実績・成果があった」という評価なので、平均点が2点以上であれば、とりあえず指定管理者は合格、と判断してよいということですね。

(事務局) そのとおりです。

さらにその上で、指定管理者選定評価委員会から資料記載のと通りの意見をいただいております。

(委員) 先ほど広島市の例が示されましたが、指定管理者は一般的には公募で決めていると思います。政令市の公民館で公募している事例はありますか。

(事務局) 政令市で、社会教育施設の公民館で公募している事例は把握しておりません。

指定管理者制度導入の目的には市民サービスの向上と効率化がありますが、社会教育施設・生涯学習施設においては、学習内容を充実させる等、市民サービスの向上という側面がより強いので、そのためではないかと考えております。

(副議長) 評価の問題ですが、生涯学習センターでは指定管理者・市・指定管理者選定評価委員会の三者が評価を行っている、と説明をうかがいました。生涯学習センターは市に1館ですから可能だと思いますが、公民館は市内ほぼ全中学校区に47

館もあります。公民館は地域の学習拠点として、地域と深くつながっているので果たした役割も地域ごとに様々で、47館あれば47とおりの評価があり、それを指定管理者・市・指定管理者選定評価委員会の三者だけで全てを評価するのは難しいのではないかと思います。

また、平成20年に社会教育法の改正があり、第32条で公民館の運営の状況に関する評価が義務付けられました。その後5年経っていますが、千葉市ではこれに基づいて評価をされたのでしょうか。

私は、今の公民館にどのような課題があるのか把握し、その解決のため新しい公民館の運営を考える、というのが正しい順序だと思います。

(事務局) 今回は、本市の基本的枠組みについて説明させていただきました。

事業ごとの評価については、各公民館が実施しております。公民館の課題については、事業の実施の視点のほか、状況の変化への対応の視点も必要であるため、総合的に検討が必要と考えております。

また、本市に既に設置されている公民館運営審議会・運営懇談会と本市の評価の基本的枠組みとの関係等について検討してまいります。

(副議長) 平成20年の法改正時に、第三者評価の必要性について文部科学省から言及がありまして、その評価機関として考えられる例として、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会が挙げされていきました。千葉市では、公民館運営審議会・運営懇談会が既に設置されています。運営審議会・運営懇談会は地域の住民が参加しており、評価機関としてとても大事な役割を果たすと思います。

(事務局) 事務局としても、運営審議会・運営懇談会があつて地域の方々と地域の拠点施設である公民館とが成り立っている、と考えているので、仮に指定管理者制度が導入されたとしても、これらは重要な役割を果たすものと考えております。また、これらの機関があることにより、指定管理者制度導入後も個別の公民館を評価することができるのではないかと考えております。

私どもも、今以上に公民館を地域の街づくりの拠点となることを目指していきたいと考えており、そのための制度設計を考えてまいります。

(委員) 今回説明いただいた評価は、事業計画に対する達成度で示されているので、元となる計画というのがとても大事なものと分かりました。計画自体が容易に達成可能なものだと運営管理業務の改善につながらないことになってしまいます。そこで、この事業計画の策定から承認までの流れについて詳しく教えてください。

(事務局) 資料①をご覧ください。市で委託契約業務の仕様書に当たる「管理運営の基準」を作成します。それに沿って事業計画のベースとなる「提案書」が指定管理予定候補者から提出されます。これらを、第三者機関である指定管理者選定評価委員会の意見をもらいます。その後協議して仮協定、さらに議会の議決を経て協定書の締結となります。

指定後は、毎年度ごと評価をし、さらに指定期間満了時に総合的な評価を行います。通常は起こりませんが、もし、当初の目標が低すぎたということがあれば、必要に応じて中間年度の評価をして是正することもできることとなっております。

す。

(委員) 生涯学習センターが今回事例として示されましたが、千葉市の指定管理者制度導入済み施設としては、コミュニティセンターもあります。私としては、クラブ・サークル活動が事業のメインであるという点で、公民館の使用実態はコミュニティセンターの方が近いと思うので、今回示された評価基準を公民館に当てはめるのは納得いかないのですが。

(事務局) 今回は、本市の指定管理者の選定から指定、そして指定後の評価、という一連の流れを説明させていただきたいという趣旨です。

(委員) それは分かりましたが、なぜコミュニティセンターを例としなかったのですか。

(事務局) コミュニティセンターと公民館では、重なる部分もございますが、公民館は貸館以外に社会教育施設として主催事業を充実させていくという目的がございます。

現在、生涯学習センターは市の中で生涯学習の中核施設と位置付けられていることから、生涯学習センターの方がより事例として適切と考えました。

(委員) つまり、今後公民館では生涯学習センターのように主催事業を拡大して貸館業務を縮小していくということですか。

(事務局) 貸館業務を縮小するわけではなく、現在もそうですが、主催事業も貸館業務も両立させていく、ということです。

(委員) 公民館は地域性があるので、各地域に応じた事業の計画が作成されるべきで、それは生涯学習センターの作成するものと当然異なってもよいと考えますが、いかがですか。

(事務局) 地域性があるのも、統一・連携を図った方がよいもの両面あると考えております。各中学校区に1館ある公民館なので、地域性は当然大事にしなければならぬものですが、各館がより機能するためには、生涯学習センターで学んだ方が公民館の講座の講師になるなど、中核施設である生涯学習センターとの連携が必要であると考えております。

(委員) 公民館には、貸館業務などのハード面と、主催事業・団体育成支援などのソフト面の業務があると思います。教育振興財団が指定管理者になれば、生涯学習センター管理運営のノウハウを生かして、今まで以上にこれらの事業が展開されていくものと考えてよろしいでしょうか。

(事務局) 現在、公民館事業は予算的にも人員的にもかなり制約があります。先ほどの繰り返しになりますが、夜間は事業の実施がほとんどできていない状況で、指定管理者への移行を契機に、その点などでも事業が拡大できるのではないかと考えております。

(委員) 生涯学習センターも公民館も団体の育成が事業の重要な部分であるということ
をうかがいました。

しかし、現在、公民館サークルが活動し、団体として育成され、地域にその学
習成果を還元する、というところが見えておらず、このことで、公民館の貸館業
務の側面だけが際立ち、サークル活動が内部だけにとどまっているように見えて
しまい、市民の方々から批判を受ける原因になっているのではないかと思います。

このような現状で、団体の育成は、今後具体的にどのように行っていくのか教
えてください。

もうひとつ、運営審議会・運営懇談会は、既に設置され毎年開催されておしま
す。既に今までに公民館の運営に関していろいろな評価・意見が挙げられている
と思いますが、これを生涯学習振興課ではどのように把握し公民館に還元してい
るのか、具体的な事例があったら教えていただきたいと思ひます。

(事務局) 1点目の育成についてですが、公民館制度が始まったころの戦後復興時代と現
在では、当然異なるものと考えております。そして現在、全国の公民館で今後の
育成手法について模索しているところがございます、はっきりと「こうしてま
いります」「こんな事業を実施します」と具体的に回答するのは難しい状況でご
ざいます。今後、皆様のご意見をうかがいながらより良い育成のあり方について
検討が必要と考えております。

ただ、一般的なことを申しあげますと、公民館には、地域の人材について把握
し、その人材をコーディネートしていく取り組みと、それを行っていく意欲が必要
ではないかと思ひます。

2点目の運営審議会・運営懇談会の意見等の次年度への反映等についてですが、
生涯学習振興課の職員が可能な限り直接会議に参加するほか、定期的開催して
いる中核館長会議に出席して情報交換・共有を図っております。次に、それを次
年度にどのように生かしているかと申しますと、まず、個別の館に係るものは館
ごとに対応しているほか、昨年度から始まった科学都市戦略に関する事業などは、
生涯学習振興課側から公民館に発信して全市的に取り組んでもらっているところ
です。

(副議長) 先ほど生涯学習センターと公民館の違いについて議論がありました。確かに生
涯学習施設という共通点はあるのですが、歴史的な成り立ちからも少し違うので
はないかと思ひます。

そもそも現在、生涯学習センターは有料で公民館は無料です。この社会教育委
員会議では以前、公民館の有料化についてずっと議論してまいりました。そして
今回の指定管理者制度の議論になっております。このままいくと、公民館に指定
管理者制度を導入し、有料化することになります。

しかし、現在千葉県全体で人口減少、超高齢化が見込まれており、今後、高齢
者が気軽に使えることができる、身近に活動してつながることのできる公民館の
役割はますます大きくなっていくのではないのでしょうか。

そのような中で有料化することで身近な施設として超高齢社会に対応できる
のか、事業を拡大したところでそもそも利用者が拡大するのか非常に疑問に思ひ
ます。

市は、指定管理者制度を導入するとそのまま利用料金制度に移行させるとお考えのようですが、そのお考えでは公民館のあり方に重大な支障が出ると思います。

例えば、同じ社会教育施設でも図書館は無料です。法的には、学校・公民館・図書館は同じ教育機関で、教育委員会が責任を持つシステムになっていると思います。なぜ今回公民館だけが指定管理者の導入が議論されるのか、論理的に整合性が取れていないのではないかと思います。

(議長) 図書館の有料化の事例というのはあるのですか。

(事務局) 公立図書館は無料とすることが法律で規定されているので、有料の事例はありません。

(事務局) 1点目、有料化という点につきましては、指定管理者制度導入即ち有料化ということではなく、検討すべき課題と考えております。

公民館は社会教育施設であるほか、公の施設としての側面も持っております。その運営は、利用している人だけでなく、利用していない人も税金で支えております。さまざまな視点から考え、今後社会教育施設としての公民館の受益者負担のあり方について検討していく必要があると考えます。

2点目、公民館と図書館の指定管理者制度導入の整合性という点につきましては、現在の厳しい財政状況においては、施設の運営について効率性からの検討もどうしても必要な状況であるということでございます。

今後、公民館事業継続のため、あらゆる手法について検討が必要です。指定管理者制度導入もその一つでございます。

法的には、文部科学省が示した見解により指定管理者制度の導入は可能であると考えております。

(委員) 議題とは直接関係ない話題ですが、海外ではどんな状況でしょうか。

(副議長) 海外にはもともとあまり公民館のような施設はありませんでした。現在文部科学省では、日本の公民館制度を成人教育施設のコミュニティ・ラーニング・センター「CLC」という形式で、積極的にアジアに広めています。韓国、ベトナム、タイなどで近年注目されています。

(委員) 先ほど事務局から生涯学習振興課と公民館長との会議が毎月開催されているとうかがいました。平成23年度にコミュニティセンターが有料化されたので、コミュニティセンター利用者が公民館へかなり流れてきて、公民館が過密状態になっていると聞いております。館長会議で状況がどうなっているか確認していただきたいと思います。

(事務局) 館によっては利用者が増加傾向にあると聞いており、コミュニティセンターの有料化が原因となっている可能性もあるかも知れません。ただ、施設の目的を踏まえた上で、公民館を利用したい団体の公平性を保つことが必要なことと考えます。

(議 長) 以前お話したとおり、社会教育委員会議として指定管理者制度の導入について結論は出ませんが、この会議で出た意見については、しっかり事務局で受け止めていただきたいと思います。

ほかに何かありますか。

(委 員) 新しいシステムでも公民館利用受付は先着順ですか。

(事務局) 育成する団体の活動枠を確保した上で、抽選を実施する予定です。

(委 員) 受け付けはインターネットと窓口と併用ですか。

(事務局) そのとおりです。

(委 員) コミュニティセンターでもインターネット予約導入予定ですか。

(事務局) コミュニティセンターでも導入を予定していますが、詳細は把握しておりません。

(委 員) 現時点で公民館を市長部局に移管するということは考えていませんか。

(事務局) 現時点では考えておりません。

(委 員) 指定管理者制度を導入するとして、47館の公民館に1つの指定管理者を導入することで検討しているのですか。

(事務局) 基本的には教育振興財団を念頭に検討しています。

(議 長) これからも何回かこの会議の中で、指定管理者制度について勉強しながら公民館のあり方について検討していきたいと思います。これで議題「(1) 公民館のあり方について」を終わります。

(2) 議題 (2) その他

(事務局) 社会教育委員連絡協議会について説明いたします。

まず、一般社団法人全国社会教育委員連合についてです。昨年10月24日から26日まで、全国・関東甲信越静岡合同の社会教育研究大会が山梨県の甲府市で開催されました。本市からは西川議長が出席されています。

来年度は、10月23日から25日まで、三重県の伊勢市で開催予定です。

次に指定都市社会教育委員連絡協議会です。来年度は5月30日、31日の2日間、社会教育主管課長・社会教育委員連絡協議会が新潟市で開催予定です。

続いて、関東ブロック社会教育委員連絡協議会です。来年度は11月14日、15日の2日間、関東甲信越静岡社会教育研究大会栃木大会が、日光市で開催予定です。

最後に千葉県社会教育委員連絡協議会です。お手元の資料「ちば社教連」をご覧ください。

昨年11月に「第47回千葉県社会教育振興大会」が開催されました。

この大会には、委員の皆様にも多くご臨席いただき、ありがとうございました。同日「千葉県社会教育委員連絡協議会表彰」がありまして、個人部門で元社会教育委員の高瀬誠子さんがガールスカウトの活動により表彰されました。団体部門では、千葉市能楽連合会が表彰されました。

また、地区事例発表としまして、菊池委員が、「家庭教育支援チーム『こもんず』の取組み」を発表されました。

なお、同資料中、本市の活動として、「千葉市未来の科学者育成プログラム」を紹介しております。これは、「科学都市ちば」の実現に向けて、科学教育を推進するために今年度より実施した事業です。市内在学・在住の中高生を対象に「将来の夢」をテーマとした小論文を課題に参加者を公募したところ、定員20名に対し27名の応募がありました。定員を超えていましたが、全員受講としました。受講生は、「放射線医学総合研究所や千葉大学など、普段入れない場所に入れた」「普段味わえない体験ができた」と感想を寄せていました。

以上です。

(議長) では、千葉県社会教育振興大会で事例発表された内容について、菊池委員、ご報告をお願いします。

(菊池委員) お配りしている資料をご覧ください。私は、千葉市子育てサポーターとして家庭教育支援チーム「こもんず」に参加しており、今年で5年目になります。家庭教育、子育ての課題について、地域ではみんなの力でどうやってサポートしていけるか、あるいは、地域と共に課題として取り組み、どのような地域環境を作っていけるか、ということテーマに活動しています。

実はこの家庭教育支援基盤形成事業は県内で1例しかなくて、この発表の後、いろいろな問い合わせが寄せられ、関心の高さがうかがわれました。教育委員会では来年度さらにもう1つチームを増やすということで、大変心強く思っています。

(事務局) 次回の社会教育委員会議は、5月の開催を予定しています。議長、副議長の日程調整の上、後日各委員の皆様にお知らせいたします。

よろしくをお願いします。

(議長) では、以上で本日の議事を終了します。

問い合わせ先	千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電話	043-245-5954
ファックス	043-245-5992
電子メール	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp